

(所得税法施行令の一部改正)

第三条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。  
第二百七十七条第一項第三号中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、「指定」の下に(才において「指定」という。)を、「もの」の下に(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第十五号) 附則第三条第一項(犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置)の規定により指定を受けた者とみなされるものを含む。 )を加える。

(法人税法施行令の一部改正)

第四条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第七十七条第一項第三号才中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、「指定」の下に(才において「指定」という。)を、「もの」の下に(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第十五号) 附則第三条第一項(犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置)の規定により指定を受けた者とみなされるものを含む。 )を加える。

第五条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二十六号中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。  
(警察庁組織令の一部改正)

第六条 警察庁組織令(昭和二十九年政令第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に、「被害者の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策」を「又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」に改める。

第十五条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十四号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の四号を加える。

七 酔(よひ)酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。

八 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和三十六年法律第百三十三号)の施行に関する事。

九 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の施行に関する事。

十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の施行に関する事。

附則

第十六条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

1 (施行期日)  
この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

2 (経過措置)  
第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十五条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害については、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 福田 康夫  
財務大臣 額賀福志郎  
厚生労働大臣 舩添 要一  
経済産業大臣 甘利 明

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第七十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十八号)の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十一条第一項」を「第三十二条の二第一項」に改める。

(租税特別措置法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「第三十一条第二項第一号」を「第三十二条の二第二項第一号」に、「第三十二条第二項第一号」を「第三十二条の三第二項第一号」に改める。

一 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号) 第四十条の三第一項第三号ヲ

二 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号) 第二百七十七条第一項第三号ノ

三 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号) 第七十七条第一項第三号ノ

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第三十一条第七項」を「第三十二条の二第七項」に改める。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号) 第九条第二号ハ

二 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号) 第四条第二号ハ

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号) 第十六条第二号ハ

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫  
財務大臣 額賀福志郎  
環境大臣 鴨下 一郎